

## ○石岡市一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、石岡市が発注する建設工事等において良質な工事等の確保を図るとともに、その契約の公平性、透明性、客観性及び競争性のより一層の向上に資するため、一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）並びに石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「建設工事等」とは、1件当たりの予定価格が財務規則137条第2項に規定する金額を超える契約（財産の売払い、物件の貸付け及び施行令第167条又は第167条の2の規定により指名競争入札又は随意契約によることができるものを除く。）で一般競争入札により契約を締結するものをいう。

### (入札の参加資格等)

第3条 施行令第167条の5の2の規定により、市長が定めることができる入札の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 本店、支店及び営業所の所在地に関すること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査における総合数値等に関すること。
- (3) 当該入札に係る建設工事等と同種の受注実績に関すること。
- (4) 建設工事について建設業法に規定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置に関すること。
- (5) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成17年石岡市訓令第15号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止に関すること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認める場合は、別に入札参加資格を定めることができる。

3 委員会は、市長が前2項の参加資格を定める際、その内容を審議するものとする。

### (公告)

第4条 市長は、財務規則第121条の規定により入札の公告をした場合は、その写しを総務部契約検査課において閲覧に供するほか、石岡市ホームページへ掲載するものとする。

(入札参加者の確認)

第5条 財務規則第121条に規定する入札の公告（以下「入札公告」という。）による入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、当該入札公告に定める入札の参加に必要な資格のあることについて市長に確認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建設業法第27条の2第2項による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（この場合、市長は、当該書類について入札公告において明示するものとする。）

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条第2項の申請があったときは、当該申請書に係る入札参加資格の有無を確認し、その旨を一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、入札参加資格を有すると確認された申請者に対しては、その通知を省略することができる。

2 前項の規定により、入札参加資格がないと確認された者は、その理由について書面により市長に説明を求めることができる。

(参加資格の取消し)

第7条 市長は、入札公告による入札において、前条第1項の規定により当該入札の参加資格があると確認された者が、その確認を受けた日から当該入札を執行する時までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該入札公告による入札に限り、入札の参加資格を取り消すものとする。

(1) 指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2) 入札公告に定める入札参加資格の確認の際に提出された書類に虚偽があることが判明したとき。

(入札参加資格の事後審査等)

第8条 入札参加資格の審査を、開札終了後に実施する方式（以下「事後審査方式」という。）で行う場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとする。この場合において、一般競争入札に参加しようとする者は、申請書の提出を要しないものとする。

2 前項の場合において、開札終了後に予定価格の範囲内で最も低い金額を提示した者（以下「落札候補者」という。）から、申請書の提出を求め、直ちに入札参加資格の有無を審査

するものとする。

- 3 前項の定めにより当該落札候補者に入札参加資格がないと確認された場合には、この者の行った入札は無効とし、新たに次の順位の者を落札候補者とする。この場合において、新たな落札候補者から申請書の提出を求め資格審査を行うものとし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 入札公告をした建設工事等に係る設計図書（以下「設計図書」という。）は、この公告において定める場所で閲覧するものとする。

- 2 設計図書に関する質疑については、設計図書質疑応答書（様式第3号）によるものとし、これに対する応答は、当該建設工事等の担当課が行うものとする。

(郵便による入札)

第10条 市長は、財務規則第125条第2項に基づく郵便による入札を行う場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとする。

(立会人の選定)

第11条 郵便による入札を行う場合の立会人の選定については、別に定めるものとする。

(入札執行の中止等)

第12条 市長は、やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

(異議の申立て)

第13条 入札に参加した者は、当該入札後において、この告示、設計図書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

一般競争入札参加申請書

年 月 日付けで公告のありました下記の一般競争入札に参加するための資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付した書類については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

件 名

添付書類

- 1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 2 その他市長が必要と認めた書類

様式第2号（第6条関係）

商号又は名称

代表者氏名

様

石岡市長

印

一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のあった一般競争入札の参加資格の有無について、下記のとおり確認したので通知します。

記

件名	
公告日	年 月 日 石岡市告示第 号
入札参加資格の有無	有 無
入札参加資格がないと認めた理由	



様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第9条関係)